

「2010 年度(平成22年度)の産業廃棄物の最終処分量を1990 年度(平成2 年度)比で約75% 減とする」との目標を掲げている。

また、経団連の毎年のフォローアップ結果は、環境省の「循環型社会白書」で毎年紹介されている。

2. 企業、業界団体による具体的行動の呼びかけ

(1) 環境問題への取り組みの強化

2004 年1月 「環境立国そのための3つの取り組み」

①自主行動計画の着実な推進

②地球環境保全のリード(技術・製品開発、自然保護のボランティア等)

③環境情報の積極的発信

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/002.html>)

(2) 国民運動の推進

2005 年6月 「地球温暖化防止国民運動へのご協力に関するお願い」

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/news/announce/20050601.html>)

(3) 理事会、各地懇談会等での温暖化対策強化の呼びかけ

(4) 各種アンケートの実施

①国民運動のフォローアップ

②環境報告書の作成状況のフォローアップ

③温暖化対策事例集の作成(他企業、業界への横展開)

(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/009shiryo.pdf>)

III. 社会貢献活動の展開

1. 日本経団連自然保護基金 (<http://www.keidanren.or.jp/kncf/index.html>)

(1) 設立 1992 年

(2) 募金対象 法人及び個人

(3) 支援対象プロジェクト

①開発途上地域の自然保護活動への支援: 主としてアジア太平洋地域の開発途上地域において自然保護を目的として実施される事業

②日本国内の自然保護活動への支援: 自然環境保全法、自然公園法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律および鳥獣保護及狩猟二関スル法律に基づき指定された地域の自然保護を目的として実施される事業

③支援対象経費: 資材・物品の購入や賃借、用地・建物の購入、人件費、旅費・交通費、宿泊費、食費、資料の翻訳、印刷、出版等

(4) 支援実績

①年間支援額 1 億 5 千万円(60 件)程度

②国別支援実績（代表例）

インドネシア：海洋生態系保護、エコツーリズム、オランウータン保護支援

フィリピン：珊瑚礁保護、マングローブ植林、青少年のエコスカウト活動

タイ：エビ養殖池跡地のマングローブ植林、小中学校への環境読本配布支援

中国：砂漠化防止のための植林、オグロ鶴、トキの保護支援

ベトナム：アグロフォレストリ指導、青酸カリ漁法検知センター建設支援

ソロモン諸島：ウミガメ保護

フィジー：植林、エコツーリズム支援

パプアニューギニア：熱帯林保護、湿地保護支援

エクアドル：ガラパゴスの生態系保護、非木材資源開発の先駆的事業支援

③支援先（代表例）

IUCN（世界自然保護連合）、ICA文化事業協会、Wetland International、Conservation International、オイスカ、ケアジャパン、国際善隣協会、国際鶴財団、The Nature Conservancy、ダーウィン研究所、地球緑化センター、日本環境教育フォーラム、日本野鳥の会、日本国際ボランティアセンター、フィリピン環境財団、マングローブ植林大作戦連絡協議会、緑の地球ネットワーク、緑のサヘル、ラムサールセンター、World Resource Institute

2. 財団法人公害対策協力財団による研究助成

(<http://www.keidanren.or.jp/cfep/disclosure.html>)

(1) 経緯

旧公害健康被害救済特別措置法に基づき公害病患者への医療費等の給付を行うため、民間事業者側の自主的拠出機関として、1970年1月に設立された財団を、1976年7月に公害防止に関する調査研究法人として改組。

(2) 基本財産：4億3000万円

(3) 事業内容

①公害の防止に関する調査、研究及びその成果の普及

②公害の防止に関する情報・資料の収集及びその提供

③①、②の事業を行うものに対する助成

[2005年度助成案件]

◇「循環型社会の構築に役立つエネルギー・環境負荷分析ツールの開発」

◇「景観法政策にみる法律と条例の新たな関係」

◇「自然資本経済システムとしての新しい森林ビジネスモデルの開発に関する研究」

◇「環境報告書に係る調査の分析・評価」

3. 不法投棄原状回復基金への協力

(1) 概要

1997 年の廃棄物処理法改正により制度化された基金。

産業廃棄物の不法投棄実行者が不明あるいは資力不足であること等を理由に、地方自治体が原状回復事業を代執行する場合に、同基金が総事業費の 4 分の 3 を拠出する（4 分の 1 は地方自治体が負担）。

1998 年 6 月以降の不法投棄を対象。

(2) 産業界の協力

日本経団連は、企業の社会貢献の観点から建設業界等とともに、基金への資金拠出に協力している（年間約 5 億円の基金への拠出の内、3 分の 1 は国が拠出し、3 分の 2 を民間が協力）。

IV. 国際交流

- (1) 「持続可能な発展のための世界経済人会議（WBCSD）」のリージョナルパートナー（2003 年より）
- (2) 毎年の COP 会合への代表団の派遣
- (3) ミッションの派遣等を通じた、欧米ほかの産業団体との意見・情報交換等

V. 産業界の取り組みの紹介

1. シンポジウムの開催等

- (1) 2005 年 4 月 「環境技術シンポジウム-みんなで取り組む温暖化対策-」
(経済広報センターとの共催)
- (2) 2005 年 6 月 「21 世紀の社会における企業の役割-環境問題を中心に-」
(WBCSDとの共催)
- (3) その他、政府、マスコミ等主催のシンポジウム、国際会議等への協力

2. 広報

- (1) 各業界の温暖化への取り組みの「日本経団連タイムス」への連載等
- (2) ホームページでの自主行動計画等の活動紹介

VI. 産業界の意見の集約と政府への働きかけ

- (1) 2004 年 7 月 「地球温暖化対策の着実な推進に向けて」
(http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/060.html)
- (2) 2005 年 2 月 「地球温暖化防止に取り組む産業界の決意」
(http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2005/009.html)
- (3) 各種パブリックコメントへの対応

以上

中環審・第三次環境基本計画ヒアリングレジュメ

日本労働組合総連合会
社会政策局長 江森 孝至

1. 連合組織の紹介、環境問題に関する連合の取り組みと労働組合の役割(生産者・供給者の立場と生活者・消費者の立場から)

(1)組合員数680万人、産業別労働組合(58)と地方連合会(47)

(2)連合の取り組み(連合の森づくり、列島クリーンキャンペーン、NPO等を支援する連合愛のカンパ等)とライフスタイルを見直す環境会議(連合、中央労福協、労金協会、全労済)の取り組み(環境フォーラム、エコスタイルの実践、100万人のキャンドルナイトへの参加等)

※「連合環境指針(2004年5月)」「地球温暖化対策『第2ステップ』における連合活動方針」「環境にやさしい10の生活」参照⇒基本計画の中に、NPOのみならず労働組合の役割も明記すべきでは。

2. 第三次環境基本計画について

(1)環境対策を国全体の戦略の中に位置づけさせる⇒縦割り行政を除去し、国全体で環境対策に取り組む

※連合・温暖化対策ヨーロッパ調査(2005年5月：ドイツ・イギリス)から⇒政労使のベクトル合わせと社会的な合意形成プロセス、政治のリーダーシップの重要性

(2)16ページの「6. 長期的な視野を持った取組の推進」⇒危機感が伝わるのか、ポスト京都議定書にどう取り組むのか

(3)総論だけではなく、具体的な行動喚起につなげる⇒身近な事例をとらえた危機感の共有化や気づき、ライフスタイルの見直しが必要

①台風の大型化や異常気象の増加、災害等、わかりやすい事例を使った危機感の共有化をめざした取り組み

②ライフスタイルを変え(豊かさ・幸せの“モノサシ”を見直す)、ビジネススタイルを変え(環境と経済の好循環)、社会の仕組みを変える

※コンビニ弁当300万食分が毎日廃棄

【連合食品部門連絡会・取引慣行に対する実態調査(2002年)：多頻度小口】

【配送の実態】

店舗(ほぼ毎日)パン：62%、牛乳：53%、缶・瓶詰め：43%、調味料42%、ビール・酒：36%、味噌・醤油：43%⇒「ほぼ毎日」が増加傾向

③勤労者の実態を見つめる⇒自殺者3万人社会、パート・派遣労働(非典型労働)の増加と労働時間の二極化の進行⇒環境問題への対応と暮らし方・働き方の見直しは一体

④いなか暮らしと地域の活性化、新しいライフスタイルの提起、地産地消とフードマイレージ等

※連合が取り組んだ「都市生活者の5万人アンケート調査(『条件が整えばいなか暮らしをしてみたい』が約4割)」から見えてくるもの⇒“2007年問題”と100万人のふるさと回帰・循環運動

3. まとめ

一以 上一

地球温暖化対策「第2ステップ」 における連合活動方針

—「京都議定書目標達成計画」のスタートにあたって—

【「活動方針」の基本的な考え方】

(1)今年2月、京都議定書が発効した。

これを踏まえ、4月末には、これまでの地球温暖化対策「第1ステップ(2002～2004年度)」の総合的な評価・見直し結果を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」がスタートした。

2005年度からは、京都議定書で義務づけられた「6%削減目標(2008～2012年)」の達成をめざす「第2ステップ」に入る。しかし、我が国の2003年度の温室効果ガスの排出量の現状は、基準年(1990年)比で8.3%の増加となっており、抜本的な対策の強化を行わない限り「6%削減目標」の達成は困難な状況にある。

こうしたなかで、国・地方自治体・産業界・労働組合・国民それぞれが総掛かりの、まさに国民運動として地球温暖化対策に取り組むことが求められている。

(2)連合は、環境政策の基本を、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から資源循環型の社会経済システムに転換することをベースに、3R運動(リデュース、リユース、リサイクル)も含めた地球温暖化対策を当面の重点課題として設定するとともに、「京都議定書目標達成計画」の初年度である2005年度を地球温暖化対策の強化に向けた重要な節目の年として位置づける。そして、労働組合としても生産者・供給者の立場と、生活者・消費者の立場という両面から、温室効果ガスの着実な削減に向けた役割を果たしていく。

具体的には、6～9月の「地球温暖化対策行動月間」の取り組みを契機しながら、「連合エコライフ21」運動をさらに浸透・強化するとともに、2005～2007年度の「第2ステップ(2005年4月～2008年3月)」の地球温暖化対策として、構成組織や地方連合会等と一体となって、次のような取り組みを展開する。

なお、「第2ステップ(2005～2007年度)の取り組みの基本構図」は2005～2007年度の中長期的な課題と取り組むべき項目を明らかにしたものであり、それらに基づいた各級組織での初年度の具体的な取り組みを「初年度(2005年4月～2006年3月)アクションプラン」として策定したものである。

【第2ステップ(2005~2007年度)の取り組みの基本構図】

政策面で

1. 京都議定書の「6%削減目標」の達成に向け、実効性ある諸施策を具体化させる。

(1) 「京都議定書目標達成計画」に盛り込まれた諸施策の具体化や予算措置
・体制整備を求めるなど、連合政策を反映させる政策制度の取り組み

(2) ポスト京都議定書(2013年~)に向けて、米国や中国・開発途上国を含む
すべての国が参加する国際的枠組みづくりに向けた、審議会での政策論議への
積極的な参画

(3) 国民的議論を尽くすことを前提に、経済的手法の一つである「環境税」
や「排出量取引制度」に対する継続的な検討

(4) 横断的な施策の一つである「サマータイム制度」については、労働時間
問題等への懸念への対応策の整備や国民的議論の展開を前提に、地球温暖化
対策やライフスタイルの見直しの観点から前向きに検討

(5) トータルとしての環境配慮型システムへの移行を促進する商品ライフサ
イクルアセスメント(LCA)手法(注1)の確立と実践

注1：品物の生産(材料、製造過程)～消費・廃棄までの資源枯渋量、廃棄物、環境汚染
量などを調査、分析、評価する方法。これを指標化して示せば、製品が環境にどれだけ
やさしいかわかり、材料・製品を選びやすくなる。

職場で

2. 労働組合としても、生産者・供給者の立場で、「産業部門(注2)」「業務
その他部門(注3)」「運輸部門」での、着実な温室効果ガスの削減に向けた役
割を發揮する。

(1) 産業界における「自主行動計画」の確実な達成に向けた役割の發揮。具
体的には、業種、企業、事業所における着実な削減に対する労使としての認
識の共有化と実践活動の展開(排出量の把握、削減施策の展開、削減実績の
点検)

(2)「家庭部門」や「業務その他部門」のCO₂の排出抑制に向けた省エネ製品やサービスの開発・普及、および消費者の購入選択につながる適切な情報提供など、産業界としての取り組みの推進・強化に向けた働きかけ

(3)「運輸部門」のCO₂削減に向けた物流における荷主と物流事業者の連携の推進、および通勤にあたっての公共交通や環境負荷の少ない自動車等の利用、自転車の利用促進

注2：工場等

注3：オフィスビル、小売店舗、病院、学校等

家庭で

3. 生活者・消費者の立場から、「家庭部門」「運輸部門(自家用自動車)」のCO₂削減に向けて、国民運動の積極的な推進を担う。

(1)「連合エコライフ21」運動の更なるステップアップと「環境にやさしい10の生活」運動の浸透・拡大

(2)労働組合または労使のパートナーシップによる、家族を含めた家庭・地域での環境啓発活動や環境にやさしいライフスタイルへの転換運動の推進

地域で

4. 各主体との連携を通じて、地域から地球温暖化対策を推進する。

地方連合会が積極的に参画した地方自治体の「地域推進計画」の策定と、パークアンドライドなどの地域の特性に応じた創意工夫ある運動の推進

【初年度(2005年4月～2006年3月)アクションプラン】

「地球規模で考え、職場・家庭・地域で行動する」ことを基本に、組合員の①関心を喚起する、②関心から理解に高める、③理解から参加する意識へ、④具体的な行動展開へという、ボトムアップ型の運動を重視する。

具体的には、環境をテーマに開催されている「愛・地球博」の成功に向けて取り組むとともに、「地球温暖化対策行動月間(6～9月)」に取り組んでいる「エコストyles(ノーネクタイ・ノーアンダードライド)」等を職場や家庭・地域で実践するとともに、さらに運動を継続・発展させるため、連合本部、構成組織、単位組合、地方連合会が連携し、それぞれの主体的な役割を發揮しながら、次のように

な取り組みを展開する。

【連合本部】

(1)「政策・制度 要求と提言(2006～2007年度)」の実現に向けて、関係審議会対策、府省・政党への要請活動、予算獲得、国会対策等を進める。

(2)「連合エコライフ21」運動の更なるステップアップをはかる。

具体的には、6～9月の「地球温暖化対策行動月間」の取り組みを通じて、これまで推進してきた「環境にやさしい10の生活」運動を構成組織や単位組合へ浸透・拡大させる。また、COCOちゃん運動や産別独自の取り組み、労使での主体的な取り組みを推進している組織については、それらの取り組みを強化する。

さらに、家庭・職場での実効性ある削減運動につなげていくため、「連合エコライフ21」運動をより職場や家庭で参加し、取り組みやすくする企画を検討する。また、定期的な取り組み状況の調査で実態を把握するとともに、先進的な取り組み事例の紹介を行うなど、情報発信機能を充実する。その一環として、7月に連合のホームページの「エコライフ21」サイトのリニューアルを行い、組合員や家族参加型の企画を検討して、順次提起する。

(3)国民運動の展開に向けて、関係府省や日本経団連、全国地球温暖化防止活動推進センター等との連携を強化し、産業界等との共同行動や家庭・地域での連携活動が取り組めるよう、企画や運動作りを推進する。

(4)連合、中央労福協、労金協会、全労済で構成している「ライフスタイルの見直しを考える環境会議」を軸にして、NPOや市民団体等との連携を拡大する。

その一環として、労金協会等とも連携しながら、環境対策を推進していくためのエコファンドやエコローン等の経済的な手法について検討する。

(5)国際連帯活動として、ICFTU・グローバルユニオン(注4)と連携し、地球規模での気候変動やエネルギー対策などの持続可能な社会への取り組みを強化する。また、CSR活動に関する国際ガイドラインの策定にあたっては、環境対策を含めたものとなるようISO国内対応委員会等を通じて取り組む。

注4：ICFTU国際産別(GUF)、OECD労組諮問委員会の連携をさす。

【構成組織】

(1)連合の政策・制度要求の実現に向けた取り組みに参加するとともに、「連合エコライフ21」が提案する「環境にやさしい10の生活」運動を、職場や家庭で浸透・拡大させる。

(2)構成組織の主体的な取り組みとして、構成組織の特性や特徴を活かした環境政策、地球温暖化対策の検討・立案を行うとともに、構成単組への働き方を含め、運動・活動方針に取り組みを明確化する。

また、組合員の環境啓発活動の一環として、組合機関紙等を通じて環境問題についての意識付けを強化する。

(3)環境・地球温暖化対策を構成組織の産業政策の中に位置づけるとともに、産別に対応した経営者団体や業種別団体との間の労使協議や取り組みを強化する。

【単位組合】

(1)環境問題や地球温暖化対策の取り組みを、運動・活動方針に明確化する。また、安全衛生委員会等の既成の委員会の活用や環境委員会(仮称)の設置を含めた労使協議の場を通じて、具体的な取り組みや実践活動を強化する。

(2)企業・事業所におけるCO₂削減運動を担う第一線の組織として、労働組合としても、産業界の「自主行動計画」の確実な達成に向け、P D C A活動の実践を通じて職場から役割を発揮する。

そのため、当面は、省エネ法で温室効果ガスの算定・報告・公表制度の対象となる企業・事業所を対象に、行政に報告する内容等について労使で話し合う場を設定することなどをステップとして、取り組みの拡大をめざす。

(3)「産業部門(製造・工場等)」にとどまらず、自社オフィス部門での削減や流通・物流部門での削減など、「業務その他部門」や「運輸部門」における実効性ある排出量削減の取り組みを会社と協力して推進する。

(4)「家庭部門」での削減対策の強化に向けて、企業労使もその一翼を担う役割を発揮する。

具体的には、労働組合として、また、労使が協働して、家庭を含めた組合員・従業員への環境啓発活動を推進するとともに、誰もが身近に参加できる家庭での削減運動を推進する。社員の通勤にあたっては、公共交通や環境負荷の少ない自動車等の利用、自転車へのシフトについて、労使で検討する。

【地方連合会】

(1)「京都議定書目標達成計画」の特徴は、地球温暖化対策の推進に向けて、地域の取り組みを重要な柱として位置づけたことである。

地方自治体が進める「地域推進計画」作りに積極的に参画し、パークアンドライドなどの地域の特性を活かした多様な温暖化対策の取り組みを進める。

(2) 地方連合会は、地方自治体や地域の経済団体、都道府県地球温暖化防止活動活動推進センター、N P O、市民団体等と連携し、地域の共同行動に取り組む。

(3) 中央の枠組みに準じて、地方連合会と労福協、労働金庫、全労済で「ライフスタイルの見直しを考える〇〇環境会議(仮称)」を都道府県単位に設置し、運動の推進を担うとともに、「連合の森づくり」や「連合列島クリーンキャンペーン」等に取り組む。

また、地域レベルでの温暖化対策運動、リサイクル運動などのさらなる拡大に向けて取り組む。

※ 上記の考え方を基本的な取り組み視点としながら、具体的な活動については、各構成組織や地方連合会の取り組み方針にもとづいて、ステップ・バイ・ステップで着実に前進させていく。

【参考：環境にやさしい10の生活(連合)】

- (1) 冷房は1°C高く、暖房は1°C低く設定する。
- (2) テレビ番組は選んで観るようにし、1日1時間、テレビ鑑賞時間を減らす。
- (3) 電化製品は主電源を切るなどして、待機電力の使用を90%削減する。
- (4) 移動は、徒歩、自転車、公共交通の利用を心がける。マイカーを運転するときは、急発進、急加速は行わない。
- (5) 風呂の残り湯は洗濯に利用するなど、使い回しを行う。
- (6) 買い物袋を持ち歩き、省包装・簡易包装の商品を選んで購入する。
- (7) 紙は両面使用を徹底し、会議資料は必要なもののみ配布する。
- (8) ゴミの減量に努め、ゴミ出しの際にはきちんと分別する。
- (9) 家族が同じ部屋で団らんし、週1回は「エコ会議」を開いて、「環境にやさしい生活」について話し合う。
- (10) 省エネ製品、リサイクル再生品など、環境に配慮した製品の購入(グリーン購入)を心がける。

一以 上一

**環境基本計画見直しに係る中央環境審議会
総合政策部会委員との意見交換会資料**

**平成17年10月
内閣府男女共同参画局**

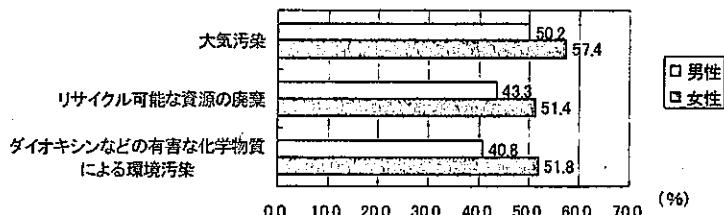
環境分野における男女共同参画

1 現状・課題

(1) 環境への関心

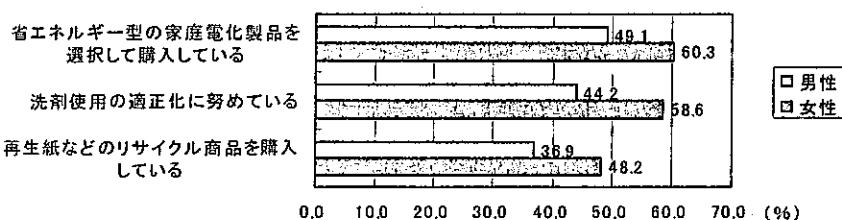
女性は、環境問題への関心が高い人が多く、環境保全行動も積極的に行っている。

● 環境への関心



資料出所：環境省「15年度環境にやさしいライフスタイル実態調査」

● 環境保全行動の実態

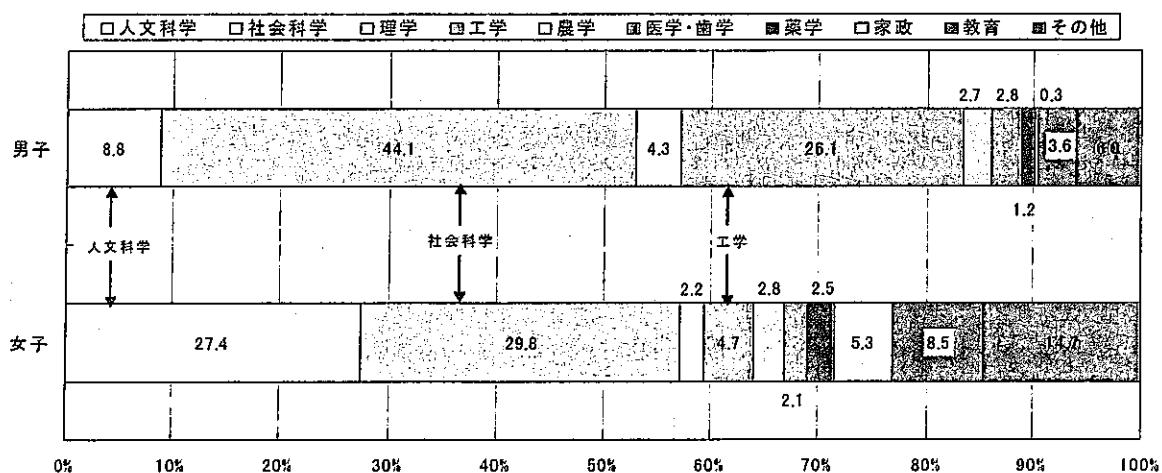


資料出所：環境省「15年度環境にやさしいライフスタイル実態調査」

(2) 環境分野への女性の進出

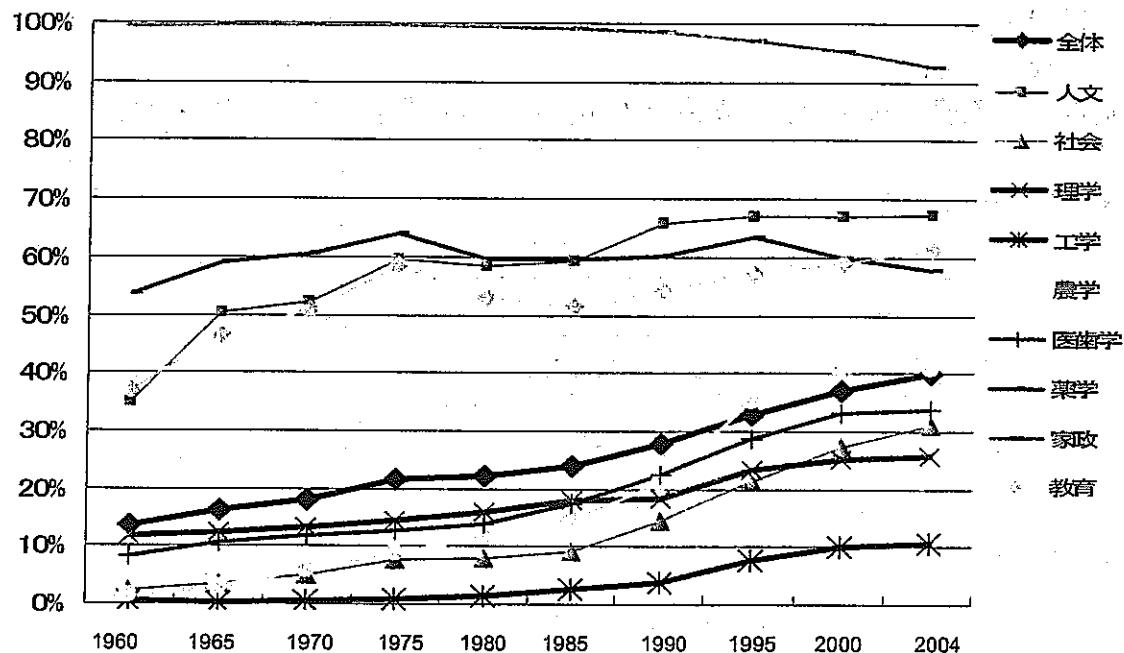
環境に係る意思決定には、科学、技術、経済、法律等の専門知識が必要となるが、大学で当該分野を専攻する女性は少数にとどまっている。

● 学部学生の専攻分野割合



資料出所：文部科学省「学校基本調査」(平成16年版)

● 学部学生に占める女子の割合（分野別）



資料出所：文部科学省「学校基本調査」（平成16年版）

2 国の施策の中での位置付け

(1) 「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年）

平成15年度に決定した「女性のチャレンジ支援策の推進について」において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%となるよう期待する」とされている。

○女性のチャレンジ支援策の推進について（抜粋）

（平成15年6月20日 男女共同参画推進本部（※）決定）

1 積極的改善措置

標記については、「女性のチャレンジ支援策の推進に向けた意見」（平成15年4月8日男女共同参画会議決定）に基づき、国連ナイロビ将来戦略勧告で示された国際的な目標である30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。そのため、政府は民間に先行して積極的に女性の登用等に取り組むとともに、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する。

（※）男女共同参画推進本部構成員

本部長：内閣総理大臣、副本部長：内閣官房長官、本部員：全大臣